

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和4年6月16日作成)

法令名	不動産特定共同事業法（平成6年法律第77号）
根拠条項	第3条第1項
許認可等の種類	不動産特定共同事業の許可
法令の定め	第3条 不動産特定共同事業を営もうとする者は、主務大臣（一の都道府県の区域内にのみ事務所（本店、支店その他の政令で定めるものをいう。以下同じ。）を設置して不動産特定共同事業を行おうとする者（第3号事業又は第4号事業を行おうとする者を除く。））にあっては、当該事務所の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。
審査基準	設定しない (設定しない理由) ・審査基準が法令の定めに尽くされているため
標準処理期間	総期間 90日（注：休日は含まない。） 経由機関 — 協議機関 — 処分機関 (原則として、承認申請受付から)
処分担当課	建設部住宅局建築指導課管理指導係 (電話番号：011-204-5575)
申請先	同上
問い合わせ先	同上
備考	(公表アドレス： http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/ksd/shinsaki_juntou.htm)

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和4年6月16日作成)

法令名	不動産特定共同事業法（平成6年法律第77号）
根拠条項	第8条第1項
許認可等の種類	不動産特定共同事業の変更の許可
法令の定め	<p>第8条 不動産特定共同事業者が第3条第1項の許可を受けた後次の各号のいずれかに該当して引き続き不動産特定共同事業を営もうとする場合（不動産特定共同事業の種別の変更をしようとする場合を除く。）においては、第5条の規定にかかわらず、第1号又は第2号に該当するときは当該各号に定めるその有し、又は設置することとなった事務所の所在地を管轄する都道府県知事に対し、第3号に該当するときは主務大臣に対し、主務省令で定めるところにより、同条第1項第3号及び第12号に掲げる事項を記載した許可申請書を提出しなければならない。</p> <p>一 主務大臣の許可を受けた者（第3号事業又は第4号事業を行う者以外の者に限る。）が一の都道府県の区域内にのみ事務所を有することとなったとき。</p> <p>二 都道府県知事の許可を受けた者が当該都道府県の区域内における事務所を廃止して、他の一の都道府県の区域内に事務所を設置することとなったとき。</p> <p>三 都道府県知事の許可を受けた者が二以上の都道府県の区域内に事務所を有することとなったとき。</p> <p>（第3条第1項）</p>
審査基準	<p>設定しない</p> <p>（設定しない理由）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・審査基準が法令の定めに尽くされているため
標準処理期間	<p>総期間 90日（注：休日は含まない。）</p> <p>経由機関 —</p> <p>協議機関 —</p> <p>処分機関 (原則として、承認申請受付から)</p>
処分担当課	建設部住宅局建築指導課管理指導係 (電話番号：011-204-5575)
申請先	同上
問い合わせ先	同上
備考	(公表アドレス： http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/ksd/shinsaki_juntou.htm)

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和4年6月16日作成)

法令名	不動産特定共同事業法（平成6年法律第77号）
根拠条項	第9条第1項
許認可等の種類	不動産特定共同事業の変更の認可
法令の定め	<p>第9条 不動産特定共同事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、主務省令で定めるところにより、第3条第1項の許可を受けた主務大臣又は都道府県知事の認可を受けなければならない。</p> <p>一 不動産特定共同事業の種別を変更をしようとするとき（主務大臣又は都道府県知事の第3条第1項の許可を受けた者が同項の規定により新たに都道府県知事又は主務大臣の同項の許可を受けなければならない時を除く。）。</p> <p>二 新たに不動産特定共同事業契約約款を作成し、又は不動産特定共同事業契約約款の追加若しくは変更（不動産特定共同事業契約約款に記載された事項の追加又は変更で主務省令で定める軽微なものを除く。第67条第4項及び第80条第2号において同じ。）をしようとするとき。</p> <p>三 新たに電子取引業務を行おうとするとき。</p>
審査基準	<p>設定しない</p> <p>（設定しない理由）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・審査基準が法令の定めに尽くされているため
標準処理期間	<p>総期間 90日（注：休日は含まない。）</p> <p>経由機関 —</p> <p>協議機関 —</p> <p>処分機関 (原則として、承認申請受付から)</p>
処分担当課	建設部住宅局建築指導課管理指導係 (電話番号：011-204-5575)
申請先	同上
問い合わせ先	同上
備考	(公表アドレス： http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/ksd/shinsaki_juntou.htm)

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和4年6月16日作成)

法令名	不動産特定共同事業法（平成6年法律第77号）
根拠条項	第9条第2項
許認可等の種類	不動産特定共同事業の事務所の追加設置の認可
法令の定め	第9条 2 不動産特定共同事業者が、事務所を追加して設置しようとするとき（第8条第1項各号に掲げるときを除く。）も、前項と同様とする。
審査基準	設定しない (設定しない理由) ・審査基準が法令の定めに尽くされているため
標準処理期間	総期間 90日（注：休日は含まない。） 経由機関 — 協議機関 — 処分機関 (原則として、承認申請受付から)
処分担当課	建設部住宅局建築指導課管理指導係 (電話番号：011-204-5575)
申請先	同上
問い合わせ先	同上
備考	(公表アドレス： http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/ksd/shinsaki_juntou.htm)

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和4年6月16日作成)

法令名	不動産特定共同事業法（平成6年法律第77号）
根拠条項	第41条第1項
許認可等の種類	小規模不動産特定共同事業の登録
法令の定め	第41条 第3条第1項の規定にかかわらず、主務大臣（一の都道府県の区域内のみに事務所を設置して小規模不動産特定共同事業を行おうとする者（小規模第2号事業を行おうとする者を除く。）にあっては、当該事務所の所在地を管轄する都道府県知事）の登録を受けた者は、小規模不動産特定共同事業を営むことができる。
審査基準	設定しない (設定しない理由) ・審査基準が法令の定めに尽くされているため
標準処理期間	総期間 60日（注：休日は含まない。） 経由機関 — 協議機関 — 処分機関 (原則として、承認申請受付から)
処分担当課	建設部住宅局建築指導課管理指導係 (電話番号：011-204-5575)
申請先	同上
問い合わせ先	同上
備考	(公表アドレス： http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/ksd/shinsaki_juntou.htm)

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和4年6月16日作成)

法令名	不動産特定共同事業法（平成6年法律第77号）
根拠条項	第41条第3項
許認可等の種類	小規模不動産特定共同事業の登録の更新
法令の定め	第41条 3 有効期間の満了後引き続き小規模不動産特定共同事業を営もうとする者は、政令で定める期間内に、登録の更新の申請をしなければならない。 4 前項の登録の更新がされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算して5年とする。
審査基準	設定しない (設定しない理由) ・審査基準が法令の定めに尽くされているため
標準処理期間	総期間 60日（注：休日は含まない。） 経由機関 — 協議機関 — 処分機関 (原則として、承認申請受付から)
処分担当課	建設部住宅局建築指導課管理指導係 (電話番号：011-204-5575)
申請先	同上
問い合わせ先	同上
備考	(公表アドレス： http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ksd/shinsaki_juntou.htm)

(別表 1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和 4 年 6 月 1 6 日作成)

法令名	不動産特定共同事業法（平成 6 年法律第 7 7 号）	
根拠条項	第 4 6 条第 1 項	
許認可等の種類	小規模不動産特定共同事業の変更の登録	
法令の定め	第 4 6 条 小規模不動産特定共同事業者は、小規模不動産特定共同事業の種別を変更しようとするとき（主務大臣又は都道府県知事の第 4 1 条第 1 項の登録を受けた者が同項の規定により新たに都道府県知事又は主務大臣の同項の登録を受けなければならないときを除く。）、不動産特定共同事業契約約款の追加若しくは変更（不動産特定共同事業契約約款に記載された事項の追加又は変更で主務省令で定める軽微なものを除く。第 8 0 条第 5 号において同じ。）をしようとするとき、又は新たに電子取引業務を行おうとするときは、主務省令で定めるところにより、第 4 1 条第 1 項の登録を受けた主務大臣又は都道府県知事の変更登録を受けなければならない。	
審査基準	設定しない (設定しない理由) ・審査基準が法令の定めに尽くされているため	
標準処理期間	総期間 経由機関 協議機関 処分機関	6 0 日（注：休日は含まない。） — — (原則として、承認申請受付から)
処分担当課	建設部住宅局建築指導課管理指導係	(電話番号：011-204-5575)
申請先	同上	
問い合わせ先	同上	
備考	(公表アドレス： http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/ksd/shinsaki_juntou.htm)	

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和4年6月16日作成)

法令名	不動産特定共同事業法（平成6年法律第77号）
根拠条項	第46条第2項
許認可等の種類	小規模不動産特定共同事業の事務所の追加設置の登録
法令の定め	第46条 2 小規模不動産特定共同事業者が、事務所を追加して設置しようとするとき（都道府県知事の第41条第1項の登録を受けた者が同項の規定により新たに主務大臣の同項の登録を受けなければならないときを除く。）も、前項と同様とする。
審査基準	設定しない (設定しない理由) ・審査基準が法令の定めに尽くされているため
標準処理期間	総期間 60日（注：休日は含まない。） 経由機関 — 協議機関 — 処分機関 (原則として、承認申請受付から)
処分担当課	建設部住宅局建築指導課管理指導係 (電話番号：011-204-5575)
申請先	同上
問い合わせ先	同上
備考	(公表アドレス： http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/ksd/shinsaki_juntou.htm)